２０２４年1月１０日（お知らせ）

JAでんき

令和６年能登半島地震により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

この度の令和６年能登半島地震により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。
災害救助法が適用された地域およびその隣接地域において、家屋損壊等の被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、ＪＡでんきとして下記の特別措置を講ずることとしますので、お知らせします。

記

１．対象地域

下表記載の災害救助法が適用された地域およびその隣接市町村

	送配電エリア	市町村
災害救助法適用市町村	東北	[新潟県] 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町
	北陸	[富山県] 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町 [石川県] 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町 [福井県] 福井市、あわら市、坂井市
隣接する市町村	東北	[新潟県] 新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村 [福島県] 南会津郡只見町
	北陸	[富山県] 魚津市、下新川郡入善町 [石川県] 野々市市、能美郡川北町 [福井県] 大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、丹生郡越前町 [岐阜県] 飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

２．特別措置の内容

（１）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの 2023 年 12 月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、2024 年１月分、２月分および３月分の電気料金の支払期日を各々１カ月間延長します。

（２）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、６カ月間に限り申し受けません。

（３）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024 年７月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

３．その他

（１）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社または北陸電力送配電株式会社）に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。

（２）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、ＪＡでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以　上